

## 三重県クルーズ振興連携協議会規約

### （名称）

第1条 本会は、「三重県クルーズ振興連携協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

### （目的）

第2条 この協議会は、県内へのクルーズ船寄港に際し、港での受入対応の充実・強化に取り組み、乗船客や乗組員の満足度向上を図るとともに、乗船客を県内各地へと誘客し、地域の消費拡大につなげることを目的とする。

### （内容）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）クルーズ船に関する情報共有に関する事
- （2）港における受入対応の充実・強化に関する事
- （3）乗船客の県内各地への誘客促進に関する事
- （4）その他、この協議会の目的を達成するために必要な事

### （構成）

第4条 協議会は、別表に掲げる団体をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じて、アドバイザーを招へいすることができる。

### （構成員）

第5条 協議会の構成員は、会長、副会長、委員及びオブザーバーとし、別表の職名欄に掲げる者をもって充てる。

- 2 構成員は、その団体の名称及び職名に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。
- 3 構成員が任期の途中において、別表の職名欄に掲げる職ではなくなった場合には、当該構成員の残任期間は当該職の後任者をもって充てる。

### （構成員の職務）

第6条 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代行する。
- 3 委員は、協議会の運営に参画する。
- 4 オブザーバーは、会長の求めに応じ、意見を述べることができる。

### （構成員の任期）

第7条 構成員の任期は、就任の日から就任の日に属する年度末までとし、以後特段の申し出がない限り、自動的に翌年度末まで更新されるものとする。

(協議会)

第8条 協議会は、会長の招集により開催する。

2 協議会は、会長、副会長及び委員(以下「委員等」という。)の過半数の出席がなければ、これを開くことはできない。

3 前項の場合において、委員等の代理として出席があったとき又は委任状の提出があったときは、その者は会議に出席したものとみなす。

4 協議会の議長は、会長が指名するものとする。

5 協議会の議事は、議長を除く出席者の過半数で議事を決し、可否同数のときは議長が決する。

(部会)

第9条 協議会は、その目的の実現のために決定した取組方針に基づき、部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、三重県観光部観光振興課に事務局を置く。

2 協議会の事務の適正な執行のため事務局長を置き、三重県観光部観光振興課長の職にある者をもって充てる。

(会計)

第11条 協議会の運営にかかる経費については三重県で支払うこととし、その事務については三重県観光部観光振興課で行う。

(事業年度)

第12条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第13条 協議会は、第2条の目的の達成、その他協議会の決定をもって解散する。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成30年4月27日から施行する。

2 協議会設立当初の事業年度は、第11条の規定にかかわらず、協議会設立の日から平成31年3月31日までとする。

附 則 (令和5年4月1日一部改正)

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日一部改正)

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

| 役職     | 団体名                       | 職名                |
|--------|---------------------------|-------------------|
| 会長     | 三重県                       | 知事                |
| 副会長    | 四日市市                      | 市長                |
|        | 鳥羽市                       | 市長                |
| 委員     | 四日市港客船誘致協議会               | 会長                |
|        | 鳥羽港クルーズ船誘致受入協議会           | 会長                |
|        | 四日市港管理組合                  | 副管理者              |
|        | 三重県市長会                    | 会長                |
|        | 三重県町村会                    | 会長                |
|        | 三重県商工会議所連合会               | 会長                |
|        | 三重県商工会連合会                 | 会長                |
|        | 公益社団法人三重県観光連盟             | 会長                |
|        | 四日市観光協会                   | 会長                |
|        | 一般社団法人鳥羽市観光協会             | 会長                |
|        | 公益社団法人三重県バス協会             | 会長                |
|        | 一般社団法人三重県タクシー協会           | 会長                |
|        | 三重県レンタカー協会                | 会長                |
|        | 近畿日本鉄道株式会社                | 鉄道本部 企画統括部 営業企画部長 |
|        | 法務省 名古屋入国管理局 四日市港出張所      | 所長                |
|        | 名古屋税関 四日市税関支署             | 支署長               |
|        | 農林水産省 名古屋植物防疫所 四日市出張所     | 所長                |
|        | 農林水産省 動物検疫所 中部空港支所 名古屋出張所 | 所長                |
|        | 厚生労働省 名古屋検疫所 四日市検疫所支所     | 支所長               |
| オブザーバー | 国土交通省 中部運輸局 観光部           | 部長                |
|        | 国土交通省 中部運輸局 三重運輸支局        | 支局長               |
|        | 国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部       | 部長                |
|        | 国土交通省 中部地方整備局 四日市港湾事務所    | 所長                |
|        | 新宮港クルーズ振興広域協議会            | 紀南地域活性化局長         |
|        | 尾鷲港振興会                    | 会長                |